

公益社団法人岡山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 監事退職金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人岡山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の監事の退職慰労金の基準を定め、適正な運営を図ることを目的とする。

(支給)

第 2 条 退職慰労金は監事を退任したとき、別表により支給する。

(規程の改廃)

第 3 条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

附 則

- 1 平成 20 年度の役員歴より計算する。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

役 職 名	1 期 (4 年)	摘 要
監 事	20,000 円	1 期に満たないときは、1 期とする。